



業務請負契約書 (案)

公益財団法人全国中小企業取引振興協会（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、平成３０年度中小企業施策情報提供事業「２０１８年版中小企業白書」及び「２０１８年版小規模企業白書」の英訳業務について下記条項により契約を締結する。

（１）件名・仕様

- ① 件名 平成３０年度中小企業施策情報提供事業「２０１８年版中小企業白書」及び「２０１８年版小規模企業白書」の英訳業務
- ② 仕様 仕様書（別添）

（２）契約金額 金〇〇円（消費税及び地方消費税額金〇〇円）

（摘要）

第１条 上記の項目及び以下の条項に従い、仕様に定める業務を乙に発注し、乙はこれを請け負い信義に従って誠実に履行するものとする。

（契約事項移転の制限）

第２条 乙はこの請負契約の全部又は一部を、甲の承諾なく第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（履行期限）

第３条 乙は本件業務を、平成３０年１０月末日までに完了するものとする。

（履行遅延）

第４条 乙は本件業務の実施にあたり、履行遅延のおそれを生じた場合は速やかに甲に通知し、その事由、履行の予定日等を届け出、適切な処置を講じなければならない。

２．前項において履行遅延が乙の責に記し得ない事由による場合、乙は甲の履行期限の延長を求めることができる。

（物件の検収等）

第５条 乙は、納入物権を甲の指定する場所に納入するときは、納品書を甲に提出し、甲は納入物件の検収を行うものとする。

２．前項の検収が終了したときをもって、納入物件の引き渡しがあったものとする。

３．前項の引き渡しを終了した日をもって、所有権移転の時期とする。

（著作権等）

第６条 納入物件の著作権及び複製権は、前条の規定による納入物件の引き渡し終了後、乙から甲に移転するものとする。

（機密保持）

第７条 乙がこの業務の実施により得た成果については、すべて甲に帰属するものとする。

２．乙は、この契約によって知り得た事項について、甲の承認を得ずに業務の内容を第三者に開示し、また公表してはならない。

(中間払)

第8条 甲は、本第2項以降に定める方法により出来高に応じ中間払をすることがある。
ただし、中間払金の合計額は、契約金額の50%を限度とする。

2. 乙は、本件業務開始後の中間払の請求を行うときは、中間払請求書とともに業務
遂行状況の中間報告書を作成し、甲に提出するものとする。

(契約金額の支払)

第9条 乙は、納入物件の引き渡しを行ったときは、契約金額の支払い請求書を甲に提出
するものとする。ただし、前条の規定により中間払金の支払を受けている場合は、
その残高について請求するものとする。

2. 甲は、前条又は前項の規定により適正な支払請求書を受理したときは、その日か
ら2ヶ月以内に銀行振込または現金で乙に支払わなければならない。

(消費税及び地方消費税額)

第10条 消費税及び地方消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法
第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。

(契約の解除)

第11条 乙がこの契約条項に違反したとき、又は乙の過怠によって契約期間内に請負契約
を履行する見込みがないと認められるときは、甲は、何時でもこの契約を解除する
ことができる。

(契約金額の返還)

第12条 乙は、前条の規定により、契約の全部又は一部が解除された場合は、すでに支払
を受けている契約金額の全部又は一部を甲に返還するものとし、その額は甲乙双方
の協議により定める。ただし、前条の場合において、乙の責に帰することのできな
い事由によるときは、この限りでない。

(協議)

第13条 本契約に定めない事項について疑義を生じたときは、甲乙協議して信義誠実の原
則に基づき円満に解決するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年6月 日

甲

東京都中央区新川二丁目1番9号 石川ビル
公益財団法人 全国中小企業取引振興協会
会 長 中 村 利 雄

乙